

Digit@Link マネージドゲートサービス利用規約(以下「本規約」といいます)は、スターティア株式会社(以下「当社」といいます)が提供する Digit@Link マネージドゲートサービス、又は付随する全てのオプションサービス(以下「本サービス」といいます)に適用されます。なお、当社が本規約を変更しようとするときは、当社のホームページに掲載する等の方法により、1ヶ月以上前に本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます)に対して告知するものとします。

第 1 条 (本規約の目的)

本規約は、当社が提供する本サービスの利用について定めます。

2. 契約者は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第 2 条 (サービスの内容)

当社が提供する本サービスは、次に掲げる事項とします。

(1)本サービスの申込書により指定されるレンタル機器(以下「本レンタル機器」といいます)の提供及びその運用

(2)本レンタル機器の保守

(3)本レンタル機器の稼働状況の監視

(4)本レンタル機器に対する当社が必要と認める修正及びバージョンアップの実施

2. 前項第 2 号の保守についての、サポートセンターでの障害受付時間は、終日(土日祝日を含みます)とします。ただし、障害受付が 15:00 以降または、土日祝日及び当社が定める休業日の場合は、翌営業日以降のオンサイト対応となります。

第 3 条 (契約の申込)

本サービスに係る契約(以下「本契約」といいます)の申込をしようとする者は、当社所定の申込書を提出することにより申し込むものとします。

2. 当社は、本契約の申込を拒絶することがあります。

第 4 条 (サービス利用のための必要事項)

契約者は、本サービスを利用するために、次の事項を行うものとします。

(1) 本サービスの対象となるインターネット網との通信が行われる環境(以下「通信環境」といいます)の設定及び管理

(2) 契約者の LAN 環境の設定及び管理

(3) 本レンタル機器を設置、稼働することができる電源及び場所の確保

(4) 前三号の他、当社が個別に指定するもの

2. 契約者は本サービスの提供に必要な通信環境・設定情報等(契約者の他の拠点及び契約者の関係会社等の VPN の情報を含みます)を当社に開示することに協力するものとし、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとします。

第 5 条 (契約者の名称等の変更)

契約者は、その名称、住所又は代表者について変更があったとき(相続及び法人の合併による場合を含みます)は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第 6 条 (権利の譲渡等)

契約者は、第三者に本契約上の権利を譲渡又は移転することはできません。

第 7 条 (契約者の遵守条件)

契約者は、当社が提供する本レンタル機器を使用するにあたり、次の条件を遵守するものとします。

(1) 本レンタル機器を本サービスの申込書にて指定された利用目的以外に使用しないこと。

(2) あらかじめ当社の許可を得ないで、本レンタル機器について、貸与、譲渡、担保権の設定その他の処分をしないこと。

(3) 本レンタル機器を当社の承諾なしに停止、移動、取り外し、変更、分解又は損壊をしないこと。

(4) 日本国外で本レンタル機器を使用しないこと。

第 8 条 (料金等の請求時期および支払期日)

当社は、契約者に対し、本サービスの利用の対価として、別表に定める初期費用、月額費用(月額費用が発生する追加の料金を含みます)及びその他の費用(一作業あたり費用が発生する追加の料金を含みます)並びに消費税相当額(以下まとめて「料金等」といいます)を、本サービスを提供した月の翌月に請求するものとし、契約者は、当社が指定する方法により、料金等を支払うものとします。

2. 当社が本サービスを開始するのに必要な設定を完了し、契約者が検収を完了した日をもって課金開始日とします。

3. 本サービスの月額費用は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間に係る本サービスについて発生します。

4. 課金開始日又は本サービスの終了日が暦月の途中にあった場合であっても、当該月の本サービスに係る月額費用の日割り計算は行わないものとし当該月のサービスに係る月額費用は1ヶ月分とします。

第 9 条 (契約期間)

本契約の契約期間は、課金開始日を起算日とし、起算日から申込書の表面記載の契約年数を経過した日を契約の満了日とします。(初日不参入)

2. 当社は本サービスの提供開始後、遅滞なくサービスの課金開始日、および契約満了日を契約者に書面にて通知するものとします。

3. 契約者の都合又は第 15 条(契約の解除)に該当する事由により、本契約の満了日の前に本契約の全部又は一部が解除されたときは、契約者は、当社に対し、直ちに、本サービスの残余月の月額費用の累計に 0.85 を乗じた金額を解約金として支払うものとします。解約日は契約者より申し出のあった日の属する月の翌月末とします。

4. 第 1 項の契約期間満了の 1 ヶ月前までに契約者または当社より本契約を延長しない旨の申出がない場合は、本契約は 1 年間自動延長されるものとし、以後も 1 年間同一条件にて自動延長されるものとします。ただし、Fortigaete シリーズ及び Clavister シリーズは最長 5 年満了までを契約期間とする。なお、本契約が、当社の責めに帰さない事由で、延長後の満了日前に中途解約となった場合は、前項の解約金に関する規定を適用するものとします。

第 10 条 (遵守条件に反する場合の処置)

契約者は、第 7 条(契約者の遵守条件)に反する取扱いにより本レンタル機器に故障が生じた場合、別途契約者が費用を負担することにより、当社の当該機器の修理又は交換による保守を受けることができるものとします。

第 11 条 (機密保持)

契約者は、本サービスの利用に関し知り得た当社の非公開の技術情報を、当社があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示してはならないものとします。

2. 当社は、本サービスの提供に関し知り得た契約者に関する顧客情報を、当該契約者があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示しません。

3. 第 1 項及び前項の規定は、本契約がその効力を失った後においてもなお効力を有するものとします。

第 12 条（電気通信設備等の保守）

当社は、次に掲げる事由があるときは、事前に契約者に通知の上、本サービスの全部又は一部の提供の中止することがあります。ただし、緊急かつやむを得ない場合は 事前の通知を要しないものとします。

- (1) 電気通信設備の保守又は工事を実施するとき
- (2) 本サービスの保守を実施するとき
- (3) 本サービス又は電気通信設備等に障害が発生したとき
- (4) 本サービス又は電機通信設備に著しい負荷がかかったとき
- (5) 当社が本サービスの全部又は一部の提供を中止することが適当であると判断したとき

第 13 条（利用の停止）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本契約上の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 違法に、又は公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
- (3) 本サービスを直接又は間接に利用する第三者又は当社に対し支障を与える態様において本サービスを利用したとき
- (4) 第 5 条（契約者の名称等の変更）の規定に違反したとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、契約者に対し、あらかじめその理由を通知します。ただし、緊急の場合その他やむを得ないときは、この限りではありません。

第 14 条（本サービスの廃止）

当社は、都合により本サービスを廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに、書面により、その旨を通知します。

第 15 条（契約の解除）

契約者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、当社は、本契約を解除することができます。本条に基づく本契約の解除の効果は解除日より将来に向かって効力を有するものとし、遡及しないものとします。

- (1) この規約の規定に違反したとき
- (2) 当社に対する債務の支払いを怠ったとき
- (3) 契約者について、破産、会社更生、民事再生、特別清算又はこれらに類する手続きの申立があったとき
- (4) 違法に、又は公序良俗に反する態様にて当該サービスを利用したとき
- (5) 本サービスを直接又は間接に利用する第三者又は当社に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用したとき
- (6) 当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用したとき
- (7) その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断したとき

第 16 条（反社会的勢力でないことの保証）

1. 契約者および当社は、以下の各号を表明保証するとともに、将来にわたっても各号を遵守することを確約します。

- (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます)に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと
- (2) 自らの役員(名称の如何を問わず、実質的に経営を支配する者を含みます)、親会社、子会社または関連会社が前号に該当しないこと
- (3) 自らが、または第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害および信用の毀損をする行為、その他これらに準ずる行為等を行わないこと

2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとします。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとします。

第 17 条（機器の返還等）

本契約が終了したときは、契約者は、当社に対し、直ちに本レンタル機器を返還するものとします。なお、当該契約終了後 1 週間以内に本レンタル機器を返還しない場合は、契約者は、当社に対し、当該終了の日から返還の日までの期間に対応する月額費用を支払うものとします

第 18 条（免責と損害賠償責任）

1. 当社の責めに帰さない事由（地震等の自然災害及びテロ・戦争等を含みますが、これらに限られません）により発生した本契約に関連する一切の損害については、お客様が負担するものとします。
2. 契約者の責めに帰す事由により契約者の被った損害については、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 当社が第 12 条（電気通信設備等の保守）乃至第 14 条（本サービスの廃止）に基づき、本サービスの利用の中止、利用の停止又は廃止したことにより、契約者が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社が本サービスに関連して負担する損害賠償責任は、発生原因の如何にかかわらず、契約者の直接かつ実際に被った通常の損害に限るものとします。
5. 当社の負担する損害賠償責任は、当社の故意又は重過失による場合を除き本サービスの月額費用を上限とします。
6. 契約者が本レンタル機器を紛失、破損又は滅失したときは、このことにより当社に実際に発生した損害を当社に賠償するものとします。

第 19 条（残存条項）

第 6 条（権利の譲渡等）、第 11 条（機密保持）、第 18 条（免責と損害賠償責任）、第 20 条（準拠法）及び第 21 条（管轄裁判所）は本契約の終了後も有効に存続するものとします。

第 20 条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、日本法により解釈されます。

第 21 条（管轄裁判所）

本契約又は本規約に関する紛争に係る事件については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

別表 マネージドゲートサービスの料金

1. 初期費用・月額費用

■YAMAHA RTXシリーズ

	RTX1210	RTX3500
2年契約(24ヶ月) [月額税別]	¥12,500	¥28,000
3年契約(36ヶ月) [月額税別]	¥8,900	¥21,000
初期費用 [一時金 税別] *離島の場合は別途費用	¥70,000	¥100,000

■Fortinet Fortigateシリーズ

	Fortigate60D	Fortigate100D	Fortigate200D
2年契約(24ヶ月) [月額税別]	¥15,500	¥35,000	¥57,000
3年契約(36ヶ月) [月額税別]	¥12,000	¥28,000	¥48,000
初期費用 [一時金 税別] *離島の場合は別途費用	¥100,000	¥150,000	¥200,000
	Fortigate60Dバンドル版	Fortigate100Dバンドル版	Fortigate200Dバンドル版
2年契約(24ヶ月) [月額税別]	¥23,000	¥45,000	¥74,000
3年契約(36ヶ月) [月額税別]	¥19,000	¥38,000	¥65,000
初期費用 [一時金 税別] *離島の場合は別途費用	¥150,000	¥200,000	¥250,000

■Clavisterシリーズ

	ClavisterW20	ClavisterW30	
2年契約(24ヶ月) [月額税別]	¥34,000	¥55,000	
3年契約(36ヶ月) [月額税別]	¥27,000	¥45,000	
初期費用 [一時金 税別] *離島の場合は別途費用	¥150,000	¥200,000	
	ClavisterE80バンドル版	ClavisterW20バンドル版	ClavisterW30バンドル版
2年契約(24ヶ月) [月額税別]	¥22,000	¥44,000	¥72,000
3年契約(36ヶ月) [月額税別]	¥18,000	¥36,000	¥60,000
初期費用 [一時金 税別] *離島の場合は別途費用	¥150,000	¥200,000	¥250,000

■コールドスタンバイオプション

	RTX1210	RTX3500	
2年契約(24ヶ月) [月額税別]	¥7,500	¥18,000	
3年契約(36ヶ月) [月額税別]	¥5,500	¥13,000	
	Fortigate60D	Fortigate100D	Fortigate200D
2年契約(24ヶ月) [月額税別]	¥10,000	¥22,000	¥39,000
3年契約(36ヶ月) [月額税別]	¥8,000	¥18,000	¥35,000
	Fortigate60Dバンドル版	Fortigate100Dバンドル版	Fortigate200Dバンドル版
2年契約(24ヶ月) [月額税別]	¥14,500	¥29,000	¥54,000
3年契約(36ヶ月) [月額税別]	¥12,500	¥25,000	¥48,000
	ClavisterW20	ClavisterW30	
2年契約(24ヶ月) [月額税別]	¥25,500	¥40,000	
3年契約(36ヶ月) [月額税別]	¥20,000	¥33,000	
	ClavisterE80バンドル版	ClavisterW20バンドル版	ClavisterW30バンドル版
2年契約(24ヶ月) [月額税別]	¥14,000	¥32,000	¥56,500
3年契約(36ヶ月) [月額税別]	¥11,500	¥26,000	¥47,000

2. サポート関連

保守サービス	レンタル機器の不具合については、オンサイト対応にてレンタル物件の機器交換をいたします。 受付時間:終日(土日祝日含む) 15:00以降、及び土日祝日を含む当社が定める休業日の受付は翌営業日以降のオンサイト対応となります。 *離島は別途ご相談となります。
サポートセンター	レンタル機器の故障切り分け及び不具合についてのサポートをいたします。受付時間:終日(土日祝日含む)

3. 導入後の設定変更に関する料金

■リモート設定変更

1設定あたりの料金 [一時金 税別]	全機種
	¥2,000

■オンサイト設定変更

1台あたりの料金 [一時金 税別]	RTX1200	RTX1210	RTX1500	RTX3500	
	¥25,000			¥50,000	
	SSG5	SSG140	SSG350	—	
	¥25,000	¥50,000	¥70,000	—	
	Fortigate60D/バンドル版	Fortigate100D/バンドル版	Fortigate200D/バンドル版	—	
	¥25,000	¥50,000	¥70,000	—	
	ClavisterE80	ClavisterW20/バンドル版	ClavisterW30/バンドル版	—	
	¥25,000	¥50,000	¥70,000	—	
	ASA5505-SSL10-K9	ASA5505-SSL25-K9	ASA5510-SSL50-K9	ASA5510-SSL100-K9	ASA5510-SSL250-K9
	¥50,000	¥50,000	¥70,000	¥70,000	¥70,000

■離島派遣費用

1人1日当たり料金	沖縄本島	¥80,000
	宮古島・石垣島	¥100,000
	その他の地域	別途お見積り

※ この契約において離島とは、北海道、本州、四国もしくは九州のいずれかより橋梁又は海底トンネルで接続されていない日本国内の島嶼(とうしょ)をいいます。

※ 天候や交通事情等により指定の日時にお伺いできない場合があります。

※ 現地通信環境の問題やお客様都合により作業時間の超過、再手配、直前の日時変更が必要になった場合、別途費用をご負担いただきます。

※ 弊社が訪問困難であると判断した地域については、サポートをお受けできない場合がございます。

2017年1月20日制定

2017年2月20日改訂